

付加奨励金支給申請チェックリスト

(令和元年10月1日以降開講分)

付加奨励金用

申請書類、チェックリストは最新の様式のものをご使用下さい
厚生労働省、神奈川労働局ホームページよりダウンロードできます

●支給申請期限について

支給申請期限・・・訓練終了日の翌日から起算して4か月以内

- ◆付加奨励金については、支給申請書提出後に、終了した日から起算して3か月を経過する日迄の間に就職した者から様式A-14(就職状況報告書)を追加回収できたことなどにより、申請書の記入内容を修正する場合は、支給申請期限内であれば受け付けます。

支給申請書類は、持参又は郵送にてご提出ください。

- ◆持参の場合は、受付待ち時間軽減のため予約制としておりますので、事前予約をお願いします。
・事前予約の連絡は、開庁日(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)の8時30分から17時までとなります。

- ◆申請期限日が労働局の開庁日の場合は、翌開庁日が申請期限日となります。
- ◆ただし郵送の場合は消印日でなく申請期限内に労働局に到着している必要があります。

●次のいずれかに該当する場合は、申請書類は受理されませんのでご注意ください。

- ・支給申請期限内に提出されていない場合。
- ・所要事項の記載漏れや所要の添付書類に不足がある場合。
- ・労働保険料の納付状況が不適切な場合。
- ・過去に重大な不正の行為若しくは過去5年以内に偽りその他不正の行為により、基本奨励金又は付加奨励金の支給を受けた(若しくは受けようとした)ことがある場合。又は、過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者である場合。
- ・求職者支援訓練を適切に行う、又は行ったとは認められない場合。
- ・上記以外に、不支給とするに足る不正が確認された場合。

●報告内容に記入漏れ等がないか再度ご確認ください。

- ・誤りや不明な箇所があると、再提出や補足資料の提出をお願いすることがあります。
- ・提出書類作成には特に以下の点にご注意ください。
 - ①消すことのできない筆記用具(ボールペン等)でご記入ください。
 - ②訂正するときは、その箇所を二重線で消し、訂正印を押印してください。(修正液は不可)

●申請に必要な書類・記載上の留意事項について

✓	様式等	留意事項	写/原本
<input type="checkbox"/>	様式A-33(認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書) ・振込先変更時(含新規)、確認できる書類(通帳 ^レ 等)	・支給対象者数は、様式A-34(認定職業訓練就職者名簿)の付加金対象者欄に○が付いている受講者数を記入ください。 ・就職率は、様式A-34(認定職業訓練就職者名簿)の雇用保険適用就職率を記入ください	原本
<input type="checkbox"/>	様式A-34(認定職業訓練就職者名簿)	✓機構神奈川支部に提出した書類の写しを提出ください。 ・様式A-14(就職状況報告書)、様式A-15(認定職業訓練に係る就職状況報告書)との相違はありませんか?	写
<input type="checkbox"/>	様式A-14(就職状況報告書)	✓機構神奈川支部に提出した書類の写しを提出ください。 ・様式A-15(認定職業訓練に係る就職状況報告書)との相違はありませんか?	写
<input type="checkbox"/>	様式A-15(認定職業訓練に係る就職状況報告書)	✓機構神奈川支部に提出した書類の写しを提出ください。	写
<input type="checkbox"/>	様式A-21(求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書)		写
<input type="checkbox"/>	様式A-35(基本奨励金支給決定通知書)	✓基本奨励金を複数回に分けて申請した場合は全て必要です。	写
<input type="checkbox"/>	訓練実施機関の労働保険納入証明 (労働保険概算・確定保険料申告書及び領収証書)	・訓練実施施設も労働保険適用事業所の場合は、訓練実施施設の労働保険納入証明、労働保険概算・確定保険料申告書及び領収証書も必要です。	写

◎自社等就職の場合

<input type="checkbox"/>	雇用した者の労働条件が分かる書類(労働条件通知書等)	写
<input type="checkbox"/>	雇用した者の勤務実態が分かる書類(雇入れから2ヶ月間の勤務実態が分かるもの(出勤簿 賃金台帳等))	写

※本チェックリストは、下記について記入の上、支給申請時に提出(郵送の場合は同封)して下さい。
なお、「申請に必要な書類」を提出した書類には、☑をご記入ください。

申請実施機関名:	連絡先:
提出者:	

神奈川労働局職業安定部訓練室
予約先: 045-277-8802
(20210201)